

令和3年度 委託研究契約事務処理説明書(補完版) 主な改定事項リスト

令和3年4月1日改定

連番	区分	大学等/企業等 共通				項目 (事務処理説明書上の見出し名等)	改定概要
		P	C	I	3		
1	共通	P.14	C	I	3	複数年度契約について	本事業の令和3年度までの延長をふまえ、事業年数と契約年数について追記。
2	共通	P.17	C	I	5 (2) ②	研究設備・機器の改造費および修理費、合算購入について	国外協力機関の所有する設備・機器等に対する改造費および修理費の委託研究費からの支出は原則不可とする見直し。
3	共通	P.18	C	I	5 (2) ③	物品の種類と所有権の帰属について	条件を満たすことで、委託研究期間終了後に委託研究費により取得した資産の相手国の研究機関への譲渡を可能とする旨を追記。
4	共通	P.19	C	I	5 (3) ②	一時的な参加者の扱いについて	一時的な参加者においても国外出張を行う場合は研究計画書への記載を必要とする見直し。
5	共通	P.29	C	I	6	証拠書類の作成について	委託業務にかかる領収書の提出を求める場合について追記。
6	共通	P.33	C	I	11	各種報告書の提出について	令和3年度は上半期実績報告を実施しない旨を追記。
7	共通	P.34	C	II	1	委託研究費計上にあたっての注意事項	仕様書の記載内容等について説明を追記。
8	共通	P.36	C	II	3 (2)	調査の種類	令和2年度、令和3年度の調査について追記。